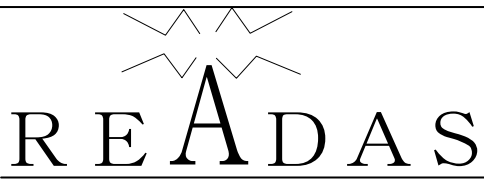


第 4683 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 3月 7日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 相続時精算課税制度の改正

Q：今年度の税制改正では、相続時精算課税制度の取扱いが改正されるそうですが、どのようになるのですか？

A：贈与者の年齢が60歳以上に引き下げられ、受贈者の範囲に20歳以上の孫が追加されました。

【解説】

相続時精算課税制度とは、一定の直系親族間贈与に認められた贈与の特例で、2,500万円までの贈与には贈与税がかからず、それを超える部分の金額に対しては、一律20%の税率で贈与税がかかるというものです。

この制度を活用すると、2,500万円までの贈与については贈与税がかからず、また、2,500万円を超える部分があっても、20%という低い税率（通常の贈与は55%（現行は50%））で計算した税額を納めるだけで済むので、大きな財産を生前贈与することができるというメリットがあります。

今回の改正では、適用要件が次のように緩和され、使いやすいものとなりました。

① 贈与者の年齢

65歳以上から60歳以上に引き下げられます。

② 受贈者の範囲

直系卑属である20歳以上の推定相続人に孫が追加されます。

③ 適用

この改正は、平成27年1月1日以後の贈与に適用されます。

